

共済給付



永年勤続、冠婚葬祭、病気・けがへの保険金の給付など、充実した暮らしのお手伝いをいたします。

慶弔給付



人生の節目にお手伝い

サービス内容

区分	種類	給付事由	給付金額	
祝金	結婚祝金 ※1	会員が結婚したとき	30,000円	
	出産祝金 ※1	会員又は配偶者が出産したとき	20,000円	
	入学祝金 ※1	小学校	会員の子が入学したとき	10,000円
		中学校		10,000円
	在会祝金	5年	会員が連続して在会したとき	5,000円
	勤続祝金		10年	10,000円
20年			20,000円	
30年			30,000円	
死亡保険金 ※5	病気 ※2	71歳未満	100,000円	
		71歳以上	50,000円	
	不慮の事故 ※2		会員本人が死亡したとき	150,000円
	交通事故			250,000円
弔慰金	配偶者	会員の配偶者が死亡したとき	50,000円	
	子	会員の子及び子の配偶者が死亡したとき	20,000円	
	親(実・継・養・義)	会員及び配偶者の親が死亡(別居も含む)したとき	10,000円	
	住宅災害による同居親族 ※3	火災等・自然災害により同居している親族が死亡したとき	20,000円	
傷病休業保険金 ※5	休業14日以上30日未満		10,000円	
	休業30日以上60日未満		15,000円	
	休業60日以上90日未満		25,000円	
	休業90日以上120日未満		30,000円	
	休業120日以上		40,000円	
後遺障害保険金 ※5	病気による重度障害 ※2	71歳未満	100,000円	
		71歳以上	50,000円	
	不慮の事故による障害 ※2		会員本人の身体障害が残ったとき ※4	150,000円以内
	交通事故による障害			250,000円以内
住宅災害保険金 ※5	火災等	損害50%以上	300,000円	
		損害30%以上50%未満	210,000円	
		損害20%以上30%未満	150,000円	
		損害20%未満	60,000円	
	自然災害	損害70%以上	会員の居住する建物が損害を被ったとき	90,000円
		損害20%以上70%未満		45,000円
		損害20%未満		9,000円
		床上浸水		18,000円

※1 「入学祝金」及びサービスセンターを退会後3か月以内に結婚・出産された場合の「結婚祝金」「出産祝金」は、サービスセンターが独自に実施する給付金になります。

※2 死亡保険金及び後遺障害保険金の「病気」「不慮の事故」について、下表の範囲は保険金給付対象外となります。

死亡原因として	嚥下障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉そくまたは窒息」
	飢餓、渇き、自然死(老衰)等
不慮の事故の 免責事由として	故意または重大な過失(自殺含む)
	法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
	酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
	麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間

※3 同居親族とは、会員の配偶者(内縁関係を含む)、又は6親等内の血族もしくは3親等内の姻族となります。

※4 障害の状態の症状が固定した日より請求ができます。

※5 請求書は複写式用紙となります。請求にあたっては、サービスセンターに所定用紙をご請求ください。

- 共済給付事業は、一部の給付項目※1を除き、「一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(東京都渋谷区代々木2-11-17 略称:全労済協会)」を引受保険団体とする「自治体提携慶弔共済保険」を契約して実施しています。当サービスセンター又は会員が当該保険の被保険者となり、保険金支払の各条件等については、当該保険の普通保険約款及び特約条項の規定によります。

※共済給付事業は、「公益財団法人千葉県産業振興財団勤労者福祉サービスセンター共済給付事業実施要綱」に基づき実施しています。

※「自治体提携慶弔共済保険」の普通保険約款及び特約条項は、全労済協会のホームページをご参照ください。

ご不明点等は、サービスセンターまでお問い合わせください。

生活の安定

医療保険

退職金制度

ライフプラン支援

各種相談

子育て支援助成

健康の維持・増進

家庭常備薬あつ旋

インフルエンザ予防接種助成

人間ドック利用助成

乳がん・子宮がん検診助成

自己啓発・余暇活動の支援

会員証提示割引

契約施設利用券

ディズニー利用券

レストラン利用助成

旅行等の助成

マリーンズ観戦券

ジェフ観戦券

アルティアリー観戦券

ベネフィット・ステーション

ゆるり・ホームページ
掲載チケット

商品券等あつ旋

資格取得講座助成

推奨講座

共済給付

慶弔給付

還暦・古希祝

サービス資格

会員

請求時効

事由発生日より3年。退職後3か月以内に結婚・出産された場合は、退職後6か月。

サービス利用方法



事業所申込

※給付金は、事業所指定口座に振り込まれます。

請求時に必要なもの

- 慶弔共済保険金兼給付金請求書(様式1、巻末1参照)
- 添付書類(原則として慶弔理由の官公庁証明)



注意点

- 添付書類は、「慶弔共済保険金兼給付金請求書(様式1、巻末1参照)」の該当する給付事由欄に記載してある書類を提出してください。
- 「本人死亡・後遺障害保険金」「傷病休業保険金」「住宅災害保険金」の請求書は所定用紙*(複写式)になります。また、添付書類は所定用紙に記載してある書類を提出してください。 ※所定用紙はサービスセンターへご請求ください。
- 死亡保険金及び後遺障害保険金は、事由によっては給付対象外となる場合があります。
- 傷病休業保険金は、病気またはけがによって仕事を休み、その後職場復帰した場合が対象となります。休業中の請求はできません。なお、休業のまま死亡又は退職された場合も対象となります。
- 傷病休業保険金は、出勤簿の休業期間と医師の診断する就労不能期間とが重ならない期間は、給付対象外となります。
- 本人死亡・後遺障害、同一傷病で再び休業した場合など、複雑なケースはサービスセンターにご相談ください。

還暦・古希祝



サービスセンターからの贈り物

満年齢60歳、70歳を迎える会員に対し、還暦・古希のお祝いとして心ばかりの品をお贈りします。

サービス資格

会員

サービス利用方法



申込不要